



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 Z O A
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊井 一史
(コード番号 3375)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 松森 建次
電 話 055-922-1975

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役社長自らが各役職員に対して繰り返し企業理念の精神を伝えることにより、法令および定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めております。

また、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、もしくは行われようとしていることに気付いたときには、公益通報制度運用規程に従い、公益通報窓口部門である管理本部を通じて会社に通報できる内部通報制度を整備しております。なお、通報者の正当な行為に関しては当規程において保護され、不利益となる扱いは受けません。加えて、管理本部長をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会規程を設けており、事業運営におけるコンプライアンスの徹底を図っております。

その他の重要な法務的問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士と協議し、指導を受けることとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存をしております。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

また、情報の管理については、営業秘密に関する管理規程および個人情報保護管理規程に従い対応しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社において横断的に潜在するリスクについて、管理本部を主管として常にリスク管理状況の把握に努めることで、その顕在化を未然に防止するように取り組んでおります。

また、顕在化した場合においては、代表取締役社長を本部長とする対策本部の設置を経営危機管理規程に定めており、この定めに従い対応することで、当社の財産および業績に対する影響を最小限に留める体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画および年度予算を策定し、目標を設定するとともに、各所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を検討・実施しております。

上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運用には不可欠と考え、年1回以上のアナリスト、機関投資家を対象とした会社説明会を開催しております。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

関係会社の経営管理状況および内部統制の定期的な報告を当社取締役会に行うことを義務付けるとともに、必要に応じて指導・支援を行うこととしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設けておりませんが、今後、監査役は、必要に応じて代表取締役社長と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を指名し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役補助者の人事異動について人事担当取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることができることとします。また、監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する事項を発見したときは、監査役に対して当該事実を速やかに報告することとしております。なお、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止しております。

また、取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会ほか社内において実施される重要な会議に出席できるものとし、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。

また、監査役がその職務について、当社に対して必要となる費用の前払い等の請求を行ったときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとしします。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行なわれる体制の整備、運用、評価を継続的に行ない、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわないとする方針を堅持いたします。

以 上